

令和元年6月27日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

建設公企常任委員長

斯 波 康 晴

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年6月20日）

## 1. 議案第46号 市道路線の認定について

**議案の概要**

本案は、新名神高速道路及びその関連道路建設に伴い、兵庫県が施工した道路の移管を受けた部分について、新たに市道路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

**質疑の概要**

問 当該路線は、一部が階段やトンネルの歩行者専用道路となっていることから、市道認定基準の詳細説明とあわせて、当該道路が問題なくこの条件を満たしているのか伺いたい。

答 起点と終点はそれぞれ市道と県道に接続しており、「公道から公道へ通ずる」という要件に加え、幅員についても車両通行の可能な一般道路部分が4メートル以上、その先の歩行者専用道路部分は2メートル以上という認定基準を満たしているものである。

問 当該路線は、車両の進入が可能な一般道路の先が歩行者専用道路となっており、通り抜けができないことから、全面的に車両の進入を禁止すべきではないかと考えるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 当該路線は新名神高速道路及び川西インター線の建設により、里道が分断されるための付け替え道路で、車両通行が可能な部分の先には住宅が1軒あり、この点を含めて地元関係者等と設計協議を重ね、今回の道路形態で整備を行うこととなったものである。本市への移管後には、車両の通り抜けができない旨の看板設置等により、注意喚起を行っていきたいと考えている。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

## 2. 議案第53号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、情報技術を活用し、様々な立場の人達が快適に移動できるまちづくりの実現を目指して、次世代型移動サービス推進に関する重要事項について調査審議する「川西市次世代型移動サービス推進会議」を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

**質疑の概要**

問 当該付属機関は、今回、次世代型モビリティサービス実現に向け、調査・研究する

ものであるが、本市がモネ・テクノロジー株式会社によるオンデマンドモビリティの実証実験を活用するに当たり、全国17自治体の1つに本市が選ばれた理由をどのように受け止めているのか伺いたい。

答 現在、公共交通が問題となっているのは、地方都市の中山間地域であるが、本市の場合は、大都市近郊のニュータウン開発が全国に先駆けて進められたことが有名であり、これに着目されたと聞き及んでいる。現在は、開発された地域の高齢化が急速に進み、ニュータウンの再生に向けて公共交通の整備が喫緊の課題となっていることから、さまざまな視点で議論を重ねながら取り組みを進めていきたいと考えている。

問 委員会審査資料における今後のスケジュールでは、実証実験を開始してから実験の状況報告及び課題などの検討までの流れが示されているが、本事業の実施期間とあわせて、今回の取り組みの目的達成をどの段階までと想定しているのか伺いたい。

答 資料では今年度の取り組みに関するスケジュールを示しているが、実証実験は複数年にわたるものであり、2年程度の試験走行は必要になると考えている。あわせて地域住民の潜在的なニーズの把握が重要な要素となるため、複数年をかけてこれら必要データを収集することが今回の事業目的であると認識している。

問 当該会議の構成員について、地区住民などを想定した市民枠は何名を予定しているのか。また、会議公開の可否についても伺いたい。

答 市民からの委員は原則1名を想定しており、実施地区を見極めながら特定する考えであるが、そのときの状況に応じて複数を選出する可能性もある。また、当該会議は公開で開催する予定である。

問 本年度から実証実験が開始されるとのことであるが、運行予定の車両台数や自動運転の実現に向けた取り組みの流れなど、現時点で想定される具体的な内容について伺いたい。

答 現時点では、使用する車両は4台の想定であるが、実証実験の規模や具体的な方法などによっては、これより少ない台数でスタートする可能性もある。また、運行方法については、当初は有人による実験を重ね、数年後の無人自動走行に向けた車両開発につながるような取り組みが進められると考えている。

問 本案は6月末の議決となるが、直後の7月には推進会議を開催する予定となっている。市民委員の選任において公募も視野に入れているのであれば、3月定例会に議案を提出するなど十分な期間を設けるべきであり、このような議案上程のあり方に疑義を感じるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 本案については、予算案を提出する段階で整合を図るべきであったとの認識から、今回の指摘を踏まえ、今後のあり方を再検討したい。

**特記事項** 配付資料あり（川西市次世代型移動サービス推進会議の設置目的についてほか）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第54号 川西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、水道法の一部を改正する法律の制定に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることから、更新手数料等を規定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 指定給水装置工事事業者にかかる当初の指定登録料及び更新制の導入に伴う更新手数料の金額を伺いたい。

答 今回の更新制導入による手数料は1万円を予定しており、人件費及び印刷製本費、消耗品費等の経費から算定したものである。

答 指定登録手数料は平成10年度から徴収しているが、金額としては更新手数料と同額である。

問 当該議案の質疑資料によると、現在、指定給水装置工事事業者は347件とのことであるが、条例改正後は5年後に一斉更新が行われるのか、当初の指定年度等に応じて更新年度の分散化が計画されているのか、具体的な手続きの考え方とあわせて、今後の事業者数の推移について見通しを伺いたい。

答 現行の指定給水装置工事事業者については、一定の有効期限が設けられており、平成10年度の制度開始時に指定を受けた事業者にあつては、令和2年9月末までの1年間、平成11年度から14年度までに指定を受けた事業者は令和3年9月末までの2年間というように、当初の指定年度に応じて設定されている。今回の改正に伴う更新については、この有効期限の満了に合わせて順次手続きを進める考えである。また、全国的な傾向であるが、連絡がとれず営業実態が不明といった事業者があり、更新制度が導入されることで、これらの指定が失効するため、事業者数については減少するものと考えている。

**特記事項** 議案質疑資料あり（指定更新における市内業者数と市外業者数及び各年度の事業者数についてほか）

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

#### 4. 議案第55号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第1回）

##### 議案の概要

第1表 歳出第2款総務費、第8款土木費。

第2表 継続費補正

##### 質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第2款 総務費

問 ふれあいプラザ解体工事において、新たに屋上防水剤等に非飛散性アスベストの含有が認められたことに伴い、工事費用2128万5000円が追加されようとしているが、発注段階で把握できなかった要因とあわせて、大幅増となった部分の工事費積算に関する妥当性について、市の見解を伺いたい。

答 新たに確認された屋上部分のアスベスト材については、非飛散性であるものの、撤去等には慎重な作業が必要となり、相当の手間がかかることから工事費用が大幅に増となるものである。この積算については、工事担当課で精査したうえで妥当な金額と判断している。また、当初段階では、施設建設時の図面等から使用材料等が確認できるものを反映して発注しているが、どうしても施工現場でなければ確認できない場合があるため、法令で事前調査が義務付けられており、今回はこの調査において、当初想定していなかった箇所でアスベスト材の使用が発見されたという状況である。

問 非飛散性とはいえアスベストの除去であるため、施工に当たり近隣住民等への説明は十分に行われたと理解してよいのか。また、処分量の増加分は問題なく処理できるのか伺いたい。

答 今回のアスベスト除去については、現場に看板を設置し、作業内容と期間を周知している。また、除去後の処理については、関係法令に従って飛散しないよう現場で封緘したうえで処理するとともに、受け入れ先についても法に基づく事業者において処分できることを確認している。

② 第8款 土木費

問 道路・水路維持補修事業において、現在閉鎖中のけやき坂小学校西側通路を自転車と歩行者の専用道路として開通させるため、工事請負費960万円が追加されようとしているが、現地を確認したところ、当該通路を通学路とする場合、道路勾配もあり自転車との衝突事故などの懸念が感じられる。こうした点の安全確保に向けた検証がなされているのか伺いたい。

答 当該通路は幅員が4メートルあるため、構造上は自転車の通行に問題はなく、けやき坂小学校への通学児童以外に一般の利用も想定している。しかし、第一義

的には児童の安全を考慮する必要があるため、安全の確保については、地域住民等と十分に協議した上で、自転車と歩行者の分離といった面も検証しながら、通行ルール等を決定していきたいと考えている。

問 本年の夏休み期間中の工事完了を目指し、議決後速やかに地域と協議することであるが、議決から工事着手までの期間が非常に短いことから、地元と十分な協議を行ったうえで整備することが可能なのか伺いたい。

答 当該通路を開通するという目標に向かっては、地域と意識共有できている状況であり、議決後においては、具体的な仕様などを協議していくこととなるため、想定した行程での整備は可能であると考えている。

問 当該通路の開通は、長年地元が要望しながら諸事情から見送られてきたものであり、当初市は、整備に要する費用が2000～3000万円と説明していた。今回は、財政事情も踏まえて必要最低限の工事内容を想定し計上額を積算したと理解しているが、地元との協議によってはさらに整備費用を増額する可能性はないのか。

答 以前に示していた金額については、強固な横断防止柵を両サイドに設置することや舗装工事も路盤を含めた改修を想定するなど、フルスペックに近い内容で概算の金額を示していたが、今回は十分な安全対策を講じながら、当該通路開通後の使用実態を考慮したうえで、路面舗装をはじめとする仕様を精査しており、今回の予算計上額の範囲内で整備を進めていく考えである。今後、地元との協議において、その点を説明しながら、具体的な調整を進めていきたい。

問 本来、補正予算に計上される事業は、緊急の対応を要する場合などであると認識しているが、本件は過去から継続的に地元要望がなされているものであり、十分な協議を経た上で次年度の当初予算に計上することも可能であったと考える。そこで、本補正予算案での計上となった経緯等を伺いたい。

答 直近で要望を受けたのは本年3月であり、改めて令和2年度の当初予算に計上することも選択肢としてはあった。しかし、これまで施工できなかった経過や事業費を精査し圧縮できたことにより、市として整備に向けた意思決定ができたことを踏まえ、可能な限り早期に市民の要望に応えるべきであるとの判断から、今回の補正予算で対応することとしたものである。

(2) 第2表 継続費補正

なし

**特記事項** 配付資料あり（けやき坂小学校西側通路の整備工事について）

審査結果 原案可決（全員賛成）
-----------------

#### 5. 請願第6号 市立川西病院の政策医療の維持充実を求める請願

<b>請願の趣旨</b>
市立川西病院において市民が安心できる安全な医療を提供するためには、十分なスタッフを確保して、断らない救急医療体制を確立することが求められている。このような中で、本年4月から指定管理者制度が導入されたことにより医療法人協和会の運営となり、これらの政策医療の内容や水準が、必要なスタッフのもとに確保されて維持されるのか、市民は大変心配している。
よって、市に対して、市立川西病院における救急、小児科、及び産婦人科の政策医療の内容と水準を、必要なスタッフを確保して維持向上させることを求める。
<b>特記事項</b> 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 不採択（賛成少数）

#### 6. 請願第7号 市立川西病院の現状の情報開示と北部医療体制の市民要望を聞くことを求める請願

<b>請願の趣旨</b>
市立川西病院は、本年4月から指定管理者制度が導入されたことにより医療法人協和会の運営になっているが、伝え聞くとところによると看護師の確保が十分に行えず、一部病棟の閉鎖や看護師の配置基準が7対1から10対1に変更されたとのことである。市民は大変心配しており、何か課題があっても情報が公開されないまま、（仮称）川西市立総合医療センター基本構想の具体化が進行していくことになれば、市民が基本構想自体に疑念を抱くのもやむを得ない。
よって、市長に対して、市立川西病院の現状について医療法人協和会に情報開示を求めるとともに、その内容を市民に公開し、北部医療体制に関わる基本構想について市民の要望を聞く機会を速やかに設けることを求める。
<b>特記事項</b> 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 不採択（賛成少数）